

マンション管理士を派遣します

分譲マンションの維持管理・大規模修繕などについて
助言・提案等を行うマンション管理士を
管理組合の理事会・勉強会等に無料で派遣します

相談内容

- 管理組合の運営に関すること
- 管理組合の財務に関すること
- 管理組合の契約に関すること
- マンションの建築及び設備に関すること
- マンションにおける日常生活上のルールに関すること
- マンションの防災対策に関すること など

対象

文京区内にある
分譲マンションの管理組合

派遣回数

1管理組合につき
同一年度内に4回まで

派遣時間

1回につき、2時間以内
休日・夜間でも利用できます



無料です

利用方法

「マンション管理士派遣申請書」を派遣希望日
の2週間前までに、下記へご提出ください。

〒112-8555 文京区春日 1-16-21
文京シビックセンター18階北側
都市計画部 住環境課 管理担当

マンション管理士とは

平成13年度に創設された国家資格で、マンションに関する専門的知識をもち、管理組合や区分所有者の相談に応じ、マンション管理組合の運営や管理について助言や指導等の援助を行うことを業務としています。

ご注意ください！派遣マンション管理士は、次の業務を行いません。

- × 居住者間、近隣住民間の紛争解決や権利調整
- × 管理規約の作成、見積書等の比較検討
- × 長期修繕計画の作成、修繕工事等の設計
- × 耐震診断、測定器等による建物の精密測定、劣化診断・調査
- × 診断、工事、維持管理業務等



利用の流れ

1. 申請

派遣の申請は、管理組合の代表者である理事長名で行います。「マンション管理士派遣申請書」に相談内容、派遣希望日時、会場マンションの概要等を記入し、派遣希望日の2週間前までに区へ提出してください。

2. 審査結果の通知

区は、派遣が適当であるか審査した後、「派遣決定通知書」または「派遣不承認通知書」を送付し、審査結果を通知します。

3. 訪問

マンション管理士がお伺いし適切なアドバイスをいたします。



4. 報告



派遣が終了したら、「マンション管理士派遣結果報告書」を区へ提出してください。

「マンション管理士派遣申請書」は、文京区ホームページからダウンロードできます。文京区ホームページ (<https://www.city.bunkyo.lg.jp/>) にアクセスのうえ、サイト内にて『マンション管理士派遣』と検索してください。
ホーム>組織・部署から探す>住環境課>マンションの管理>マンション管理士派遣



お問合せ先

文京区 都市計画部 住環境課 管理担当
電話番号 03-5803-1374
ファックス 03-5803-1376